限定承認公告

本籍北海道札幌市白石区平和通一丁目南五番、最後の住所茨城県牛久市中央二丁目一八番地一ドミールカナヤB二〇三

被相続人　亡　菅野　歩

右被相続人は平成二十二年六月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年二月八日水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十八日

札幌市東区北二一条東一八丁目四番二八号

コーポマルス二〇七号

限定承認者　菅野　直実

限定承認公告

本籍岩手県盛岡市東中野字金勢二八番地三、最後の住所岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字太田二二番地

被相続人　亡　佐々木末治

右被相続人は平成二十二年十一月一日死亡し、その相続人は平成二十三年二月十日盛岡家庭裁判所宮古支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十八日

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字太田二二番地

相続財産管理人　佐々木洋子

限定承認公告

本籍京都府京都市伏見区深草西浦町二丁目一二三番地の三、最後の住所京都府京都市伏見区深草西浦町二丁目一二三番地三

被相続人　亡　北岡　俊二

右被相続人は平成二十二年五月八日死亡し、その相続人は平成二十三年一月二十四日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十八日

京都府京都市中京区丸太町通烏丸東入光リ堂町四二〇　京都インペリアルビル五階

洛新法律事務所

限定承認申述者北岡徹也

不在者財産管理人弁護士　野澤　健

限定承認公告

本籍大阪府寝屋川市南水苑町一五番、最後の住所大阪府寝屋川市菅島本町四番三号

被相続人　亡　中谷　善照

右被相続人は平成二十二年五月十九日死亡し、その相続人は平成二十三年二月八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十八日

大阪市北区西天満四丁目六番一八号アクセスビル四階　東西法律事務所

相続財産管理人中谷善人

代理人弁護士　大久保貴彦

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社エドビ（乙、住所東京都墨田区亀沢一丁目四番七号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十九日

掲載頁　一九〇頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月七日

掲載頁　一六九頁（号外第一四三号）

平成二十三年二月十八日

東京都墨田区亀沢一丁目四番七号

渡辺パイプ株式会社

代表取締役　渡辺　元

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（乙が合併の効力発生の直前において保有する予定である甲のA種種類株式二十四株を含みます。）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併の効力発生日は平成二十三年四月一日です。

また、甲は、資本金の額を二十二億一千五百七十六万二千九百九十五円減少し、一億円とすることにいたしました。なお、減少する資本金の額二十二億一千五百七十六万二千九百九十五円の全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

甲の資本金の額の減少の効力発生日は、平成二十三年三月二十八日です。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十三年二月十八日

東京都江東区新砂一丁目六番二七号

（甲）JST株式会社

代表取締役　有田　陽一

東京都港区高輪二丁目一九番一七号

（乙）株式会社Jホールディングス

代表取締役　有田　陽一

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年二月十八日

東京都港区赤坂六丁目一番二〇号

双日エアクラフト・マネジメント株式会社

代表取締役　水口　健治

事業譲渡通知公告

当組合は、平成二十三年二月十日開催の通常総会において愛媛県信用漁業協同組合連合会（住所愛媛県松山市二番町四丁目六番地二）へ信用事業の全部を譲り渡すことの決議を致しましたから、これに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十三年二月十八日

愛媛県伊予市双海町上灘甲五七二二番地三

上灘漁業協同組合

代表理事組合長　向井　宏吉

訂正公告

平成二十二年十一月二十四日（号外第二四五号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、住所「鳥取県日野郡江府町大字御机字笠良原1177番」とあるは「東京都港区台場二丁目3番3号」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年二月十八日

東京都港区台場二丁目三番三号

サントリー天然水株式会社

代表取締役　橋本　猛

取消公告

平成二十二年十二月二十二日掲載の組織変更公告は取消します。

平成二十三年二月十八日

新潟県長岡市東坂之上町二丁目三番地四

合資会社アンローブ

代表社員　堀　節子

正誤

ページ	段	行	誤	正
二二	下	二	4.1.1.2を	4.1.1.2の第三文を新たな
二三		〃	〃	公共室
〃		終りから一〇（八）	公室	

（原稿誤り）

平成二十二年七月二十一日（号外第百五十二号）経済産業省・環境省告示第九号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第六項の規定に基づき化学物質を第三種監視化学物質として指定した件）

（原稿誤り）

一四ページ上段終りから七行目から一行目までを削除する。

平成二十三年二月九日掲載の徳島池田簡易裁判所に係る平成二十三年（ヘ）第一号公示催告中

（原稿誤り）

一三	四	一二	徳島簡易裁判所	徳島池田簡易裁判所

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十六日付特第三号二ページ●調達第三二号二四ページ●（その二）二ページ

一ジ●同月十八日付第三二号六四ページ●同日付政府一月二十四日付参会第一号（その一）二四ページ●同

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）